

五島市奈留島世界遺産ガイドセンター受付・案内業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、世界文化遺産の長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産である奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）の情報発信を目的として整備した「五島市奈留島世界遺産ガイドセンター（以下、「センター」という。）において、来訪者への適切な情報発信と来訪者の利便性の向上を図るため、市内の観光関係団体等へ施設管理業務の一部と来訪者の案内・説明などの業務を委託する。

2. 事業の概要

(1) 業務名

五島市奈留島世界遺産ガイドセンター受付・案内業務

(2) 事業内容

別添「業務委託仕様書」のとおり。

センターの概要は、別紙「奈留島世界遺産ガイドセンター平面図」のとおり。

(3) 委託期間

契約期間は、令和3年11月1日から令和4年3月31日までとする。

ただし、委託者、受託者双方に異議がない場合は、令和6年3月31日まで1年ごとの契約更新を可能とし、その都度契約を締結するものとする。

(4) 契約の相手方の決定方法

企画提案書の公募によるプロポーザル方式で実施する。

提出された企画提案等と提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査会を開催する。審査会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

(5) 委託費

1, 750千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. 企画提案者の募集

企画提案者の募集は、この実施要領に基づいて行うので、以下に記載する日程及び申込方法などを参照すること。

4. 応募資格

プロポーザルに参加できる者は、次の条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行例第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをした者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをした者でないこと。

(4) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年五島市告示第156号）及び五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領

(平成16年五島市訓令第57号)に基づく措置を現に受けている者でないこと。

- (5) 本業務の履行能力を有するもの。
- (6) 世界遺産のガイド及び五島市内の観光ガイド等実績を有するもの。
- (7) 五島市内に事務所等を有していること。

5. 応募書類等について

(1) 提出書類

以下の②及び③については、表紙（業務名、事業者名等を記載）を付けて1冊にまとめ、正本1部、副本8冊を提出すること。

文章表現は、専門用語の使用を極力控えるなど平易なものとする。

① 参加申込書(様式2)

② 事業者の実績及び実施体制（A4用紙で4頁以内）

- ・ 企画提案者に関する調書（様式3）

会社概要、実績

- ・ 業務実施体制調書（様式4）

③ 企画提案書（任意様式）

- ・ 業務の実施方針等に関する提案（A4用紙で2頁以内）

業務の実施方針、業務の工程計画、フローについて記載する。

- ・ 業務の実施手法に関する企画提案（A4用紙で6頁以内。A3用紙の使用も可とし、その場合、A3用紙1頁をA4用紙2頁として換算する。）

業務遂行における企画提案の内容について記載する。

④ 見積書（任意様式）

- ・ 消費税を含む額とし、必要経費等、業務の具体的経費を明示すること。

⑤ 暴力団等排除に関する誓約書（様式5）

(2) 参加申込書提出期間（上記5. ①）

令和3年9月13日(月)から9月30日(木)午後5時まで(必着)

※FAX及びe-mailでの提出は受け付けない。

(3) 企画提案書受付期間（上記5. ②③④）

令和3年9月27日(月)から10月8日(金)午後5時まで(必着)

※FAX及びe-mailでの提出は受け付けない。

(4) 提出場所

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号

五島市総務企画部政策企画課 まちづくり推進班（担当：松崎）

(5) 提出書類の取扱

- ・ 提出された書類等は返却しない。

- ・ 提出された書類は、五島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象文書となる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を任意様式により提出すること。

ただし、開示・非開示の判断は、提出された書類を参考として、同条例に基づいて、市が客観的に判断する。

- ・ 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することは

ない。

(6) その他

- ・ 1事業者につき1提案とする。
- ・ 提出後の差し替えは受け付けない。

6. 質疑と回答

質疑は、令和3年9月13日（月）から9月22日（水）午後5時までに質問書（様式1）により持参又は郵送若しくはFAX、電子メールで受け付ける。

【質問書提出先】

郵送先：〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 五島市総務企画部政策企画課
FAX：0959-74-1994 e-mail：kikaku@city.goto.lg.jp 担当：松崎

回答は、令和3年9月27日（月）に五島市ホームページへ掲載する。質疑内容によっては、回答を控える場合がある。

7. 審査に係る事項

企画提案書の内容について、1事業者あたり30分（説明15分・質疑15分）程度のプレゼンテーションを実施する。

- ※ パワーポイント資料や映像資料、企画提案書などを使っても構わない。
- ※ 事前に提出された応募書類の内容以外についての説明は認めない。
- ※ 会場には、こちらで電源とスクリーン及びプロジェクターを用意する。
- ※ その他パソコンなど、プレゼンテーションに必要な機材等は、提案者で用意することとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら実施を検討することとし、場合によっては、ウェブ会議システムを用いてのプレゼンテーションとなる場合もある。

その際は、参加申込者に対して、審査日の数日前に五島市からURLを送付し、事前に接続テストを行ったうえで、実施する。

(1) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーションを基にあらかじめ設定した審査基準に沿って、審査員が評価・採点を行い、総評価点が最高点の者を委託候補者とする。最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を委託候補者とする。提案者が1者のみの場合は、各審査員の評価点の合計が満点の60%以上の評価を得た場合に、当該応募者を委託候補者とする。60%未満の場合には再度、公募を実施する。

(2) 審査基準

ア 事業者の適格性

- ① 本業務を十分理解しているか。
- ② 本業務の受託に関し、全体的に熱意・情熱・誠実さが感じられるか。
- ③ 本業務を遂行するにあたって十分な実施体制が整っているか。
- ④ 本業務の関連・類似業務について、実績は十分か。

イ 企画提案書の内容

- ⑤ 業務の趣旨に沿った提案であるか。
- ⑥ センターの役割を十分に理解した企画提案であるか。
- ⑦ 世界遺産に関する十分な知識を有しているか。

⑧ 五島市内の観光について、十分な知識を有しているか。

⑨ その他魅力的な取り組みの提案があるか。

ウ 見積

⑩ 見積金額について、妥当な金額設定となっているか。

(3) 配点

配点は、次のとおりとする。

審査項目	審査基準	審査基準点	ウエイト	配点
事業者の 適格性	① 本業務に理解度がある。	5	× 2	10
	② 本業務に対する熱意がある。	5	× 2	10
	② 遂行に十分な体制である。	5	× 2	10
	③ 関連・類似業務の実績がある。	5	× 2	10
企画提案書 の内容	⑤ 業務に関する理解度がある。	5	× 2	10
	⑥ 対象施設の役割を十分に理解した内容であるか。	5	× 2	10
	⑦ 世界遺産に関する十分な知識を有しているか。	5	× 2	10
	⑧ 五島市内の観光について、十分な知識を有しているか。	5	× 2	10
	⑨ その他魅力的な取り組みの提案があるか。	5	× 2	10
見積もり	⑩ 妥当な積算根拠がある	5	× 2	10

※各審査項目における審査基準点は次のとおりとする。

項 目	審査基準点
大いに必要・大いに可能・大いに期待できる	5
必要・可能・期待できる	4
普通	3
やや不十分	2
不十分	1

8. 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の提案は、無効とする。

(1) 資格要件を満たさない者が応募したとき。

(2) 提案者が法令の規定又は契約担任者において定めた応募に関する条件に違反したとき。

(3) 提案者又はその代理人が同一事項に対して2以上の応募をしたとき。

- (4) 提案者が他人の代理を兼ねたとき、又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 提案者が応募に際して不正の行為をしたとき。
- (6) その他、提示した事項及び本件に関する条件に違反したとき。

9. 審査結果

審査結果は、審査実施後に、全ての参加者に書面により通知する。

なお、審査結果は五島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

10. 委託契約

審査により最優秀提案を提出した者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。

- (1) 契約期間 令和3年11月1日（月）から令和4年3月31日（木）まで
ただし、委託者、受託者双方に異議がない場合は、令和6年3月31日
まで1年ごとの契約更新を可能とし、その都度契約を締結するものとする。

(2) 契約にあたっての主な留意事項

- ア 契約にあたっては、契約書を2部作成し、各1通を保有するものとする。
- イ 提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。
(別添提案仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成
については受託決定後、協議のうえ作成する。)
- ウ 業務の全部又は一部について、市の承諾なしに他者に再委託することはできない。

(3) 委託料

- ア 委託料は、1,750千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。
- イ 委託料の支払時期については、受託者決定後、協議の上決定する。

11. 提出先及び問合せ先

五島市総務企画部政策企画課まちづくり推進班 担当：松崎

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号

TEL：0959-72-6782 FAX：0959-74-1994

E-mail：kikaku@city.goto.lg.jp

12. その他

- (1) 提出書類受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退することによって、今後、五島市との取引が不利になることはない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。

業務委託公募型プロポーザル 実施フロー

9月6日(月)	公募型プロポーザル実施の公告	五島市ホームページ掲載
9月6日(月)	実施概要書配布 (五島市ホームページからダウンロード)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領 ・各種様式 ・仕様書 ・参考資料 ・実施フロー
9月13日(月) ～ 9月22日(水)	質疑受付	質問書(様式1)
9月27日(月)	質疑回答 (五島市ホームページにて)	
9月13日(月) ～ 9月30日(木)	参加申込書受付	参加申込書(様式2)
9月27日(月) ～10月8日(金)	企画提案書受付	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の実績及び実施体制(様式3, 4) ・企画提案書(任意様式) ・見積書(任意様式)
10月13日(水) 10時00分～	企画提案書審査 (プレゼンテーション)	五島市役所3階会議室にて実施
10月14日(木)	審査結果通知	審査結果通知書
10月15日(金) 以降	契約締結	随意契約 契約書